

公 告

公募型プロポーザル方式により、東部庁舎の自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年2月8日

鳥取県東部地域振興事務所長 岸田 絵理子

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県東部庁舎自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

庁舎の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う。

(3) 設置自動販売機の種類等

ア 種類（品目は例示です）

(ア) 食品用自動販売機（パン、カップめん、おにぎり、菓子類等）

(イ) 清涼飲料水等自動販売機（缶、ペットボトル、ビン及び紙容器式等）

イ 設置場所及び設置台数

(ア) 庁舎1階憩いのスペース 5台

(イ) 庁舎3階リフレッシュコーナー 1台

(ウ) 庁舎5階講堂入口（ホワイエ） 1台

(4) 貸付期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置及び管理運営について2年以上の実績を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(4) 令和5年2月6日（月）から同年2月24日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第1

- 57号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- (6) 令和5年2月8日(水)までの過去1年間に、食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。
- (7) 複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して実施することも可能であるが、この場合次の事項に留意すること。
- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体間における本業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を別途協定書で定めていること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体となることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)から(5)の事項をいずれも満たす法人等であること。

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県東部庁舎自動販売機設置事業者募集要項」により提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

(1) 「鳥取県東部庁舎自動販売機設置事業者募集要項」の交付方法

令和5年2月8日(水)から同年2月24日(金)までの間にインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>) から入手すること。

(2) 提案書の提出先及び問合せ先

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町六丁目176番地

鳥取県東部地域振興事務所 東部振興課 総務・庁舎管理担当

電話 0857-20-3505

電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

(3) 提案書の提出期間及び時間

持参の場合は、令和5年2月8日(水)から同年2月24日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、送付による場合は、令和5年2月8日(水)から同年2月24日(金)午後5時15分までに必着すること。

(4) 提案書の提出部数

正本1部及び副本6部(副本は、複写可とする。)

(5) 質問の受付

ア 質問がある場合は、令和5年2月13日（月）午後5時15分まで受け付けるので、文書で提出すること（ファクシミリも可）。

イ 電子メールの方法の質問は受け付けない。

ウ 質問への回答については、令和5年2月20日（月）の午後5時15分までにインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>）によりまとめて閲覧に供する。

4 評価方法

提出された提案書の評価は審査委員会において、それぞれの審査員（7名）が下記の評価の視点ごとに内容の評価を行い、その合計点（40点満点）を審査員の点数とし、内容に対する評価項目ごとの平均点（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。四捨五入する。）の和と価格点（10点満点）を加算して50点満点とする。

	評価項目	評価の視点	配点
内容点	自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応	必須 配点なし
		災害時飲料提供機能、省エネ性能、ピークカット機能、AED搭載、電子マネー対応等の付加機能等	5点
	販売品の種類・品揃え等	様々なニーズに応える種類・品揃え 温かい飲料の提供（冬期）、販売単価	10点
		鳥取県内で生産・加工された県産品を取り入れているか	5点
		売上確保のための工夫を行っているか （例）付属品（電気ポット・電子レンジ等）の設置、飽きがこないよう随時の商品の入れ替え等	5点
	業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	5点
	社会貢献 （県内での取組みに限る）	・ 県事業への協力 （例）災害飲料供給に関する協定の締結等、とっとり共生の森育成支援事業への参画等 （例）各種ボランティア活動、支援付き自動販売機等の導入等	10点
		小 計	40点
	県に支払う取扱手数料率	貸付けに伴う県の収入 * 提案書に記載された自動販売機1台ごとの取扱手数料率を合計したもののうち最大値（A）を10点とし、その他の提案	10点

価格点	(B)は百分比(小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)により配点を行う。配点 =10点×B/A 【価格点の計算例】 (甲社)自動販売機①20%、自動販売機②10%、自動販売機③5% (乙社)自動販売機①15%、自動販売機②5%、自動販売機③5% の場合 (甲社)20+10+5=35 > (乙社)15+5+5=25 (甲社)・・・A(10点) / (乙社)・・・B(7点(10×25/35))	
	小計	10点
	合計	50点

*内容点の評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

【5点満点の場合】

評価点	評価基準
5点	非常に優れている／非常に期待できる
4点	優れている／期待できる
3点	標準的である
2点	劣る／期待できない
1点	非常に劣る／非常に期待できない

【10点満点の場合】

評価点	評価基準
10点	非常に優れている及び非常に期待できる
9点	非常に優れている又は非常に期待できる
8点	優れている及び期待できる
7点	優れている又は期待できる
6点	標準的である及び期待できる
5点	標準的である
4点	劣る又は期待できない
3点	劣る及び期待できない
2点	非常に劣る又は非常に期待できない
1点	非常に劣る及び非常に期待できない

5 選定方法

- (1) 1の評価方法により算出した得点により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 最も高い得点を獲得した者が複数ある場合は、審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

また、参加業者が1社の場合でも、評価点(50点満点)の6割に満たない場合は、提案書の再提出を別途定める期日までに提出を求め、資格審査委員会において協議するものとする。

再審査においても基準に満たない場合については、別途協議を行う。

選定結果については、令和5年3月13日(月)までにインターネットの鳥取県東部地域振興事務所ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/toubu-shinkou/>)において公表する。

6 契約保証金 免除

7 暴力団排除

借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

なお、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に貸付人が契約を解除するときは、借受人は違約金として貸付料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を貸付人に支払わなければならない。

また、借受人が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等(借受人が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、借受人が個人事業者にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物

品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

8 その他

(1) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする場合がある。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県東部庁舎自動販売機設置事業者募集要項による。